

地域の実情と課題

本市意識調査によると、男女共同参画推進施設に期待する役割として、「女性相談の窓口」「同じ悩みを抱えている人たちへのネットワーク支援」など相談事業の充実を求める声が多い。本市では、既に「女性生活相談」を実施しているが、コロナ禍において相談内容が複雑化し、相談件数も増加しているため対策が必要となった。

目的・目標

- 困難を抱えた女性の不安の解消
 - 問題の解決により、生活や就労に対する意欲の向上
- 【目標】
- 1 心身の健康に関する相談件数 300件/年
(R4実績:693件/年)
 - 2 カウンセリング相談件数 64件/年 (R4実績:38件/年)

事業の特徴

- 1 専門家による新たな相談事業を開設
臨床心理士などの資格を持つ専門家によるカウンセリング相談を開設し、複雑化する相談に対応した。
- 2 既存の相談事業と連携
実施日数の多い「女性生活相談」と連携し、双方の特徴を活かした相談体制を整え、困難を抱える女性への支援を手厚くした。

連携団体

- 1 茨城県公認心理師協会
相談員の人員の募集についての協力を依頼。
- 2 日立市各種女性団体連絡会
事業実施に関する広報の協力を依頼。
- 3 各高校、大学
事業実施に関する広報の協力を依頼。

事業の効果

- 1 効果的な相談事業を実施
複雑化する深刻な相談を女性カウンセリング相談が請け負い、実施日数の多い女性生活相談が幅広い困りごとに対応するという双方の強みを生かした連携を行うことで、市民のニーズに合わせた体制を取ることができた。

今後の課題

- 1 広報手段の確保
- 2 意識啓発の充実
相談の中にDVの予兆がある場合は、本人の自覚を促すよう、相談事業と並行して意識啓発に努める。
- 3 担当部署との連携強化
必要に応じ、相談者がスムーズにサポート機関に繋がるように連絡体制を整える。

事業の概要

女性生活相談

女性を対象とした電話相談及び面接相談(面接は事前予約制)

- 1 日時
月～金及び第2・4土曜
10時～16時(12時～13時を除く)
- 2 相談員
元教員、スクールカウンセラー等
- 3 場所
らぼーるひたち



女性カウンセリング相談

困難な状況に置かれている女性や、様々な悩みを抱えている女性の相談に対応するため、臨床心理士などの資格を持った専門の相談員によるカウンセリング相談。様々な悩みや不安を抱える女性を専門家の視点でサポートする。(事前予約制)

- 1 日時 第3水曜日・第3土曜日 10時～16時(12時～13時を除く)
(45～50分/人・回) (令和4年8月開始 月2回×8か月)
- 2 相談員 臨床心理士などの資格を持つ女性相談員
- 3 場所 日立シビックセンター
- 4 相談実績 延べ38人



【連携先】
茨城県公認心理師協会、各高校・
大学 ほか

【参考】臨床心理士等によるその他の相談事業

- 男性電話相談
男性ならではの生きにくさに対応した電話相談
1 日時 8、10、12、2月 第4日曜日
10時～16時(12時～13時を除く)
2 相談員 臨床心理士などの有資格者(男性)
- 性的マイノリティ電話相談
性的マイノリティ当事者及び関わる
全ての人の困りごとに対応した電話相談
1 日時 9、11、1、3月 第4日曜日
10時～16時(12時～13時を除く)
2 相談員 臨床心理士などの有資格者



相互連携

ひたちらぼーるプラン～第4次ひたち男女共同参画計画～ 基本方針Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現